

## 付属資料

---

## 「芦屋市生涯学習推進基本構想」策定経過

開催（実施）日	開催（実施）事項	内容
平成 19 年 12 月 26 日	平成 19 年度 第 1 回芦屋市生涯学習推進基本構想素案策定委員会	・ 市民意識調査の内容について
平成 20 年 2 月 4 日	平成 19 年度 第 2 回芦屋市生涯学習推進基本構想素案策定委員会	・ 市民意識調査の内容について
平成 20 年 3 月 3 日	庁議	・ 市民意識調査について
平成 20 年 3 月 21 日 ～ 4 月 11 日	市民意識調査の実施	・ 20 歳以上（80 歳以下）の市民の中から 3,000 人を無作為に抽出 【回収数 1,195 件，回収率 39.8%】
平成 20 年 6 月 23 日	平成 20 年度 第 1 回芦屋市生涯学習推進基本構想素案策定委員会	・ 市民意識調査の結果報告について ・ 基本構想の骨子等について
平成 20 年 8 月 29 日	平成 20 年度 第 2 回芦屋市生涯学習推進基本構想素案策定委員会	・ 生涯学習推進基本構想について
平成 20 年 9 月 26 日	芦屋市生涯学習推進会議（第 1 回） 幹事会	・ 市民意識調査の結果報告について ・ 生涯学習推進基本構想の要点について
平成 20 年 10 月 14 日	平成 20 年度 第 3 回芦屋市生涯学習推進基本構想素案策定委員会	・ 生涯学習推進基本構想素案について
平成 20 年 10 月 17 日	芦屋市教育委員会協議会	・ 生涯学習推進基本構想素案について
平成 20 年 10 月 20 日	芦屋市生涯学習推進会議（第 1 回）	・ 市民意識調査の結果報告について ・ 生涯学習推進基本構想の要点について
平成 20 年 10 月 21 日	平成 20 年度 第 2 回芦屋市社会教育委員会議	・ 市民意識調査の結果報告について ・ 生涯学習推進基本構想の要点について
平成 20 年 10 月 25 日 平成 20 年 10 月 29 日	生涯学習推進基本構想（中間まとめ）市民説明会	・ 市民意識調査の結果報告について ・ 生涯学習推進基本構想の要点について（於 市民センター201 室）
平成 20 年 12 月 25 日	平成 20 年度 第 4 回芦屋市生涯学習推進基本構想素案策定委員会	・ 市民説明会等報告について ・ 生涯学習推進基本構想素案について ・ 重点項目について
平成 21 年 1 月 15 日	平成 20 年度 第 5 回芦屋市生涯学習推進基本構想素案策定委員会	・ 生涯学習推進基本構想素案について
平成 21 年 2 月 2 日	芦屋市生涯学習推進会議（第 2 回） 幹事会	・ 生涯学習推進基本構想素案について

開催（実施）日	開催（実施）事項	内容
平成 21 年 2 月 3 日	平成 20 年度 第 2 回 芦屋市社会教育委員会議	・生涯学習推進基本構想素案について
平成 21 年 2 月 6 日	芦屋市教育委員会協議会	・生涯学習推進基本構想素案について
平成 21 年 2 月 9 日	芦屋市生涯学習推進会議（第 2 回）	・生涯学習推進基本構想素案について
平成 21 年 2 月 24 日 ～ 3 月 25 日	パブリックコメントの実施	・市ホームページ、市役所北館 4 階生涯学習課、北館 1 階行政情報コーナー、ラポルテ市民サービスコーナー、市内集会所にて閲覧

## 芦屋市生涯学習推進基本構想素案策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 芦屋市生涯学習推進基本構想の素案を策定するため、芦屋市生涯学習推進基本構想素案策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、生涯学習の推進に関し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 生涯学習推進基本構想の素案策定に関する事項
- (2) その他設置目的達成のために必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから芦屋市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 地域関係者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から芦屋市生涯学習推進基本構想素案策定の日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学識経験者の委員の中からこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習を所管する課において行う。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

## 芦屋市生涯学習推進会議設置要綱

注 平成 15 年 4 月 1 日から条文注記入る。

(設置)

第 1 条 芦屋市における生涯学習に係る事業を，総合的及び効果的に推進するため，関係諸機関等の相互連携及び協力を図り，事業についての企画及び連絡調整を行い，市民の自己学習活動の進展に資することを目的として，生涯学習推進会議（以下「推進会議」と称する。）を設置する。

(平 18.4.1・一部改正)

(職務内容)

第 2 条 職務内容は次のとおりとする。

- (1) 生涯学習推進のための諸施策の企画に関すること。
- (2) 生涯学習諸事業に係る諸機関等の連絡調整に関すること。
- (3) 生涯学習のための情報収集及び調査に関すること。
- (4) 生涯学習推進のための啓発に関すること。
- (5) その他目的を達成するための必要な事項に関すること。

(推進会議)

第 3 条 推進会議の委員には，次の職にある者をもつて充てる。

市長，副市長，教育長，総務部長，総務部参事(行政経営担当部長)，総務部参事(財務担当部長)，市民生活部長，保健福祉部長，都市環境部長，都市環境部参事(都市計画担当部長)，消防長，管理部長，学校教育部長及び社会教育部長

2 推進会議の議長には市長を充て，副議長には副市長及び教育長を充てる。

3 推進会議は，議長が必要に応じて招集する。

(平 15.4.1・平 19.4.1・一部改正)

(幹事会)

第 4 条 推進会議に幹事会を置き，幹事には次の職にあるものをもつて充てる。

人事課長，広報課長，財政課長，市民参画課長，市民生活部主幹(人権推進担当課長)，市民生活部主幹(国際交流担当課長)，経済課長，上宮川文化センター長，地域福祉課長，生活援護課長，健康課長，障害福祉課長，こども課長，高年福祉課長，道路課長，公園緑地課長，防災安全課長，環境課長，都市計画課長，消防本部警防課長，管理部管理課長，学校教育課長，公民館長，スポーツ・青少年課長及び図書館長

2 幹事会は，第 2 条の職務内容について委員を補佐する。

3 幹事会は，事務局長が必要に応じて招集する。

(平 15.4.1・平 16.4.1・平 18.4.1・平 19.4.1・一部改正)

(事務局)

第5条 この要綱に定める事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局長は、社会教育部長をもつて充て、事務局次長には、生涯学習課長及び行政経営担当課長をもつて充てる。

3 事務局の庶務は、生涯学習課及び行政経営課において処理する。

(平 15.4.1・平 18.4.1・平 19.4.1・一部改正)

附 則

この要綱は、昭和 61 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

芦屋市生涯学習推進基本構想素案策定委員名簿(平成20年4月1日現在)

〈順不同〉

分野	団体名	氏名
学 識 経 験 者	神戸学院大学教授	◎小石 寛文
	武庫川女子大学教授	○本 玉 元
市 民	芦屋市子ども会連絡協議会 副会長	江守 易世
	芦屋市老人クラブ連合会 副会長	柴 沼 元
	国際ソロプチミスト芦屋 会長	岡本 伸子
	芦屋市自治会連合会 副会長	山下 正夫
地 域 関 係 者	芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会 会長	立花 暁夫
	スポーツクラブ21ひょうご芦屋市連絡協議会 会長	若林 敬子
	芦屋市PTA協議会 会長	寺 田 緑
	(株)ティーシーディー会長(元芦屋市文化振興財団 評議員)	山田 崇雄
社会教育関係者	芦屋川カレッジ学友会 会長	林 哲也

敬称略 ◎委員長 ○副委員長

※平成19年12月26日～平成20年3月31日まで中谷 彪 氏が委員長

平成 20 年度 芦屋市生涯学習推進会議委員名簿

役職名	氏名
市長	山 中 健
副市長	岡 本 威
教育長	藤 原 周 三
総務部長	松 本 博
総務部参事 (行政経営担当部長)	西 本 賢 史
総務部参事 (財務担当部長)	南 雲 直 樹
市民生活部長	高 嶋 修
保健福祉部長	磯 森 健 二
都市環境部長	定 雪 満
都市環境部参事 (都市計画担当部長)	佐 田 高 一
消防長	樋 口 文 夫
管理部長	三 栖 敏 邦
学校教育部長	上 月 敏 子
社会教育部長	橋 本 達 広

(以上 14名)



平成 20 年度 芦屋市生涯学習推進会議幹事会名簿

役職名	氏名	役職名	氏名
人事課長	小山 忠寛	高年福祉課長	安達 昌宏
広報課長	久堀 英次	道路課長	谷崎 明日出
財政課長	古田 晴人	公園緑地課長	下岡 政夫
市民参画課長	大橋 義裕	防災安全課長	榊田 忠夫
主幹（人権推進担当課長）	松元 龍二	環境課長	橋本 裕二郎
主幹（国際交流担当課長）	齒 朶 治	都市計画課長	林 茂 晴
経済課長	杉 町 納	警防課長	向堂 晋治
上宮川文化センター長	山田 淳二郎	管理課長	中務 行康
地域福祉課長	浅田 太枝子	学校教育課長	伊田 義信
生活援護課長	棚橋 裕基	公民館長	竹内 鈴代
健康課長	北口 泰弘	スポーツ・青少年課長	西 初吉
障害福祉課長	米田 ヒロ子	図書館長	大西 和昭
こども課長	中村 尚代		

(以上 25 名)

## 第2次芦屋市生涯学習推進基本構想～日常をより豊かにするために～

---

発行年月:平成 21 年3月

発 行:兵庫県 芦屋市

編 集:芦屋市教育委員会 生涯学習課

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町 7-6

TEL 0797-38-2091 FAX 0797-38-2089

---